

令和6年度第1回企業庁経営評価委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年9月9日（月曜日）10：00～12：00
- 2 場 所 兵庫県庁3号館6階・第6委員会室
- 3 議 事 (1) 令和5年度企業庁事業の経営評価
- 4 報 告 (1) 地域整備事業のあり方検討に係る状況等の報告
(2) その他

3 (1) 令和5年度企業庁事業の経営評価

①水道用水供給事業・工業用水道事業

(委員)

- ・ 水道用水供給事業について、物価高騰による営業費用の増加があり、企業庁が自力で改善することはとても難しいが、この状況が続く場合はさらなる経営改革が必要となる。
- ・ 工業用水道事業について、将来的な経営上の問題が生じる可能性について、本委員会において、これまでも懸念する見解を述べてきた。ダウンサイジングを含めたアセットマネジメント推進計画について、総合的な見直しを実施している旨記載があるが、早期着手が必要だと考える。

(事務局)

- ・ 特に水道、工水を中心に、物価高騰の影響が大きく、収支を圧迫している。この状況はしばらく続くことが見込まれるため、費用抑制に努めていく。

(委員)

- ・ 水道事業の評価について、先行投資を極力抑制し、需要に合わせて計画的に整備することはとても重要。これについて具体的にどのような計画を立てているのか。資産維持率の設定等で大きく評価が変わると考えている。給水収益についてはどこの事業者も有収水量を上げるといふ対策は難しい状況であるため、単価の引き上げを検討する必要がある。

あると考えている。具体的にどこの事業者が自己水源を廃止し、その分が県営水道へ転換するのかなどの動向が知りたい。

- ・ 兵庫県水道用水供給事業の供給先との話し合いが入ってくると思うが、そのような状況の中で、実際どのように収益に対して行っていると考えているのか。県では単価について一定抑える方向で動いているが、現状この方向性が良いのか懸念している。

(事務局)

- ・ 4年に1度、各市町とヒアリングするという形で水需要調査を実施している。現在調整中の案件は、具体的な話はしにくいですが、過去には、宝塚市が浄水場を閉めるということで阪神水道企業団と企業庁から受水して補っている。明石市も浄水場を閉めるということで、今年度から県営水道を増量しており、来年度は阪神水道企業団から新たに受水することになっている。その他はまだ調整中だが、姫路市からも相談を受けている。

(委員)

- ・ 阪神水道企業団と連携しているということで承知した。
- ・ 長期前受金戻入について、収入として計上されているが、実際現金収入があるわけではなく、事業者によっては長期前受金戻入を差し引くと一気に経営状況が悪化すると考えている。数値上のからくりで収支が黒になっていることを懸念しているので説明にあった先行投資の抑制についてはかなりシビアに考えていく必要があると考えている。

(事務局)

- ・ 昨年度経営戦略を立てた際に各事業について長期の収支をお示ししたが、それによると、資金残高の面では、当面企業債残高を上回っている状況。委員ご指摘のとおり長期前受金戻入は非現金のため、その辺りは注視しながら今後も取り組んでいく。

(委員)

- ・ P6の耐震適合管率について、表を見ると過去5年で2回未達成となっているが、大きな地震を経験した県としては少し残念な状況だと思う。今後常時目標を達成できるような体制づくりをお願いしたい。

(事務局)

- ・ 県営水道の管路は鋼管かダグタイプル鋳鉄管を使用しており、強度は十分に有している。阪神大震災後に耐震診断をすべて実施しており、その結果では震度6程度までは大丈夫と評価されている。震度7以上は地盤が液状化するため、水道管の継ぎ手が抜け出してしまう可能性があるが、地盤が強固な場所では震度7に耐えうる強度を持っており、資料記載のとおり、耐震適合管率は、約72%となっている。全国平均が約42%なので、比較的高い水準であると考えている。液状化を起こすような地盤に布設されていて、抜け出してしまう管については老朽化対策にあわせて、順次耐震管へ交換し、耐震適合管率を高めていく。

(委員)

- ・ 給水原価である薬剤などの価格高騰が、今後も続くならば、収支計画の見直しも必要と思われる。
- ・ 責任水量制度を採用したことで利益確保に繋がっており、制度見直しが功を奏していると思われる。しかしこれにより工業用水利用者が減少することがないか、利用者も利益確保のため策を講じると考えられるので、別の用水確保の手段があれば懸念事項にもなりかねない。

②地域整備事業

(委員)

- ・ 地域整備事業について、目前に迫る資金ショート回避に向けこれまでの委員会で債務処理していくことを決めてきたが、会計そのものをどうするか検討する必要がある。青野運動公苑、夢舞台、播磨科学公園都市など個々の案件について、個別に将来像、将来のあり方を考えてい

く必要がある。

(事務局)

- ・ 地域整備事業の個別事業のあり方、全体のあり方については議会で議論しており、その状況は後ほど説明予定であるため、その際に議論をお願いしたい。

(委員)

- ・ 地域整備事業の進度調整地については昨年度より時価評価すべきと意見を述べてきたが、資料ではまだ時価評価されていないので今後の進度調整地の時価評価に向けた取組状況を教えてほしい。

(事務局)

- ・ 進度調整地の時価評価について、企業庁としても財政状況を正しく認識して、関係者に見える化する形で資産の価値を適正に評価することは非常に重要だと考えている。現在、不動産鑑定評価について作業を進めている。ただ、作業にかなりの時間を要しており、現在お示しできるものがない状況。併せて、進度調整地の処分、活用方針については、後ほど説明するが、県議会での議論を反映する必要があるので現時点では、活用方針の確定が難しい。

(委員)

- ・ 地域整備事業会計の企業債残高の償還財源の確保に向けて他会計間の資金融通という方策があったと思うが、地域整備事業だけでなく、将来的には工業用水道事業も厳しい状況になることが見込まれる中、会計間での資金融通を想定している以上、全事業合算し、企業庁連結ベースで、企業債償還をコントロールするという方策を検討してもよいのではと考えている。

(事務局)

- ・ 企業債の償還について昨年度より厳しいご意見をいただいているが、県政改革調査特別委員会でも議論を進めており、長期フェーズを見な

がら財政当局とも議論を進めている。いずれにしても長期の資金収支を見ながら、資金ショートが起きないように取り組みたいと考えているので、都度ご報告させていただく。なお、ご指摘の連結ベースについては今後、研究させていただきたい。

(委員)

- ・ 個別も大事だが、連結ベースでも出すべきだということだと思うので是非ご検討いただきたい。

③企業資産運用事業

(委員)

- ・ 企業資産運用事業について、固定価格買取制度終了に伴う収入減を踏まえた、中長期的な観点からの評価が必要になってくる。現時点では収入が安定的であるとされているが、個々の地区の事業についてどのような収支になっているのかは気になるところ。それぞれの評価も必要になると考える。それぞれの地区について今後も現形態の事業で良いのか検討が必要。

(事務局)

- ・ 資産会計について、固定買取制度終了後は収入単価が大きく減少する可能性も十分考慮して検討していく。撤去費については継続的に積み立てているため、予定どおりに積立てが完了すればある程度弾力的に対応することができると考えている。

(委員)

- ・ 資料1のP35の事業終了後の解体撤去費用について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて事業者自ら負担する必要があると書いてあるが、実際にかかる解体撤去費用の見積り額、またそれに対する積立額は現状いくらと想定しているのか。

(事務局)

- ・ 令和5年度の剰余金処分により、積立累計額が3億4千9百万円とな

っている予定である。解体撤去費用については7億円程度を想定している。

(委員)

- ・ 企業会計では、固定資産の除去に際し、法令や契約で要求されている義務について、資産除去債務として貸借対照表上に負債計上することとなっており、企業資産運用事業解体撤去費用はこれに該当すると思う。資産除去債務を計上するとともに、見合いの資産を同額計上して、資産計上額については将来の耐用年数に応じて償却していくという考え方である。現状は簿外債務のようになっているので、資産除去債務の計上について検討すべきだと思う。

④その他

(委員)

- ・ 昨年度までの評価方法に従ったものが前提になっていることを踏まえ、単年度評価と中長期評価がいかに接続されているかという観点から経営評価がなされていると理解している。その点で考えると本資料は単年度だけでなく、中長期の観点で評価されている資料となっており、適切な方法で評価できていると考える。
- ・ 全体を総括して、今回のような経営評価だけでなく、現時点でこの時代において企業庁がやるべきことはなにかということを考えていく必要がある。

(事務局)

- ・ これまで企業庁で実施してきた事業、サービスが今後も必要か否か、また必要な場合、公民の役割分担はどうなるか考える必要がある。数十年前の公民の役割分担と現在の役割分担とでは大きく変わってきている。また、公の立場で実施する必要がある場合、一般会計で実施するのか、独立採算をベースにした企業庁で実施すべきなのか等論点は多岐に渡るかと思う。県として議会も含めどのように議論していくかはこれから検討していく。委員の皆様へもご意見をお聞きする場面も生じるか

と思うのでご協力をお願いします。

4 (1) 地域整備事業のあり方検討に係る状況等の報告

① 進捗調整地について

(委員)

- ・ 地域整備事業に関する議論について記載があるが、資料2をみると地域整備事業のみについて説明が書かれている。それに対して、情報公園都市は地域創生整備事業に含まれていると思うが、本来は一体で検討すべきであり、地域創生整備事業がどこで議論されているのかや、今後どのようなスケジュールで検討するのが見えにくいので明確化すべきではないか。

(事務局)

- ・ 県政改革調査特別委員会では、進捗調整地の活用として議論をいただいております、地域創生整備事業について議論しているわけではない。今後も、あり方検討等の意見を踏まえて取り組んでいきたい。

(委員)

- ・ 進捗調整地に関する説明の中で情報公園都市の問題も入っていると理解してよろしいか。

(事務局)

- ・ 進捗調整地は情報公園都市、播磨科学公園都市、矢野・小犬丸の3つあり、その活用をどのようにしていくかというところで、進捗調整地の事業化や環境林化を検討している。

(委員)

- ・ 夢舞台はどう関係してくるのか。

(事務局)

- ・ 夢舞台については、資料2のP4に記載のとおり個別事業のひとつとし

て、地域整備事業の中で議論をしている。

(委員)

- ・ 県政改革調査特別委員会では進捗調整地の議論をしているという回答をいただいたが、夢舞台は進捗調整地の議論に入っていないのに、なぜ議論をしているのか。

(事務局)

- ・ 地域整備会計の資金不足対策の一つとして、進捗調整地をどのように扱っていくかが議論されており、資金不足対策の一環として、進捗調整地を活用した方がいいのか処分した方がいいのかという中で、活用してはどうかということが議論されている。

(委員)

- ・ つまり、夢舞台の中にも進捗調整地があるということか。

(事務局)

- ・ 県政改革調査特別委員会の中で議論されているのは、資料でも説明があったとおり地域整備事業の全体について会計の存廃や、企業債の償還財源の確保、個別事業について、つまりあり方検討の報告で出していた内容全体を地域整備事業というテーマで議論している。先ほど質問のあった情報公園都市の議論の反映については、進捗調整地の活用処分ということが資料の中にも出てくるが、その一つとして議論されている。夢舞台については、償還財源としての側面もあるが、資料の中では、個別事業の展開方策の検討という中の一項目として検討されている。あくまでも地域整備事業全体が議論の対象となっていると理解いただきたい。

(委員)

- ・ つまり、地域整備事業のことが議論になっているが、その中で進捗調整地の話が出てきて、進捗調整地というと地域整備事業だけではないので、他の事業に係る部分も入ってくるということか。

(事務局)

- ・ 情報公園都市第2期の話の際に、創生会計で実施するような説明があるが、現時点で進度調整地を保有している会計は地域整備事業会計である。今後、事業化する場合には会計間で有償移管するなどして創生会計で実施する可能性はあるが、今その資産を保有しているのは、地域整備事業である。

(委員)

- ・ 現状進度調整地は地域整備事業のみであって、他の会計に行く可能性はゼロではないが、今は地域整備事業会計なので議論の対象となっている、ということか。

(事務局)

- ・ その通りである。

②ひょうご情報公園都市について

(委員)

- ・ 情報公園都市第2期の進捗状況はどうなっているのか。

(事務局)

- ・ 活用処分の方法として、民間を含めどれくらい需要があるかを公募によるサウンディング調査にて情報を集め、対応を決めようとしている状況である。

③夢舞台について

(委員)

- ・ 資料2のP4夢舞台について、民間資金を導入してコンセッションを行うならば、最初に市場の状況やマーケットサウンディングを行うのはごもったもな方法。今は初期段階ということがよく分かった。ただ、その際に、今回民間資金ということなので、資金ショートも懸念されている状況だけに抵当権と運営権はきちんとやっていただきたい。資金調達をするにしても、民間に任せるくらいの気概でないと、官民連携とい

いながら官の割合が大きくなってしまうと意味を成さない。バリューフォーマナーが出てくるようシビアに検討すべき。

(事務局)

- ・ 夢舞台についてはどのような進め方にするか現在検討中であるが、我々の認識としても夢舞台はこれから大規模改修を考えないといけな時期にさしかかっている。一方で、夢舞台の経営をこれまで支えてきた地域整備事業の会計自体も今議論となっており、厳しい状況にあると認識している。今後どういった進め方をするかは現在検討中だが、解決策を出せるよう努める。

④その他

(委員)

- ・ 地域整備事業については県政改革特委で議論がなされているという現状であるが、背景には何があるのかその点を踏まえることが大切だと認識している。なぜ地域整備事業の問題が生じたのかという反省から中長期的な評価指標が入ったわけで、これは良いことである。同じような問題を繰り返さないためにどう考えるか、中長期の経営手法や、会計上、財政上の話だけでなく、企業庁事業とはなにか、その理念についても考えていくべきである。特に人口減少フェーズに入ったので、企業庁事業において大きな転換点になっている。世代間の負担の公平性を考えたときに、将来的には負担増の危険性が大きくなる。
- ・ 企業庁の事業の意義は簡単に言うと、公益的な意義がありつつ、民間が出来ない事業について、独立採算で実施するという点にある。経済学の言葉でいうと、「市場が失敗する分野であるが、市場性の高い分野について実施する」という非常に狭い領域である。自然独占に該当する水道事業は企業庁の実施すべき事業だと考えるが、その他の事業については、どう整理するかというところは、議論の余地がある。かつて企業庁が出来た時は、今のような公民連携手法を確立していなかったわけだが、現時点で PPP/PFI 等かなり浸透していると思うので、これを前提

としたときに企業庁の事業の意義がどこまで適用されるのかということについて、時代に合った意義というのを考える必要がある。個々の事業の議論も大切であるが、それと同時により大きい視野から考えて現代的な企業庁の意義は一体何か、現時点の事業が企業庁の意義に沿ったものになっているのかということについて、検証する必要がある。

4 (2) その他

①水道用水供給事業・工業用水道事業アセットマネジメント計画の見直しについて

(委員)

- ・ 修繕費、更新費について物価高騰なども踏まえて作成された計画という認識でよいか。

(事務局)

- ・ 今後見直していく計画の中では、物価高騰も盛り込みつつ、収支状況も見極めながら工事の計画を立てていきたいと考えている。

(委員)

- ・ 建設改良積立金について 150 億円で計上されているが、動力費や、物価高騰を踏まえると 150 億円で収まるかという点については懸念している。ただ、シミュレーション等をおこなっていくという話であったので、あくまでも 150 億円という数値に縛られる中で、問題が無いという話だと受け止めている。もし金額が大きく動くようであれば、改めて抜本的に考えていただきたい。計画にあるからすべてやるわけではないということは大事なことかと思う。

(事務局)

- ・ 今後の物価上昇等も踏まえて、これまでと同様に経営状況を鑑み、事業の実施の妥当性、必要性を検討していく。

(委員)

- ・ 資料 3 の 3 ページをみると、工水の場合、令和 11 年度から大きな更新

が控えているが、それに対するアセット計画の見直しの方向性として、どのような工夫でどこまで更新費用を削減することを目標とするのか。会計を健全なまま保つためには、技術的な削減だけではなく、中長期的な経営を睨んだアセット推進計画の見直しについて、いつまでにどういうことを考えて計画を改定していくのか。

(事務局)

- ・ 令和 11 年度に大きく積み上がっている事業費については更新時期を迎えるまでにしっかりと見直ししていく。
- ・ 計画は、これからしっかりと見直していこうという状況であるが、粗い試算では、物価高騰や、人件費の上昇などを踏まえると、当初より安価な工法を使用した場合でも総事業費は、極端に下がらない可能性があると考えている。令和 11 年～15 年に更新費用の山が積み上がっているが、工水は昭和 30 年代から 40 年代に多くの管路を布設しており、令和 10 年は布設後 60 年～70 年というような年数になる。資料 3 の P1 表内の一番下に対象施設と使用目標年数を記載しているが、ダグタイム管なら 60 年～100 年、鋼管なら 70 年で、この年数と合ってくる。現計画の事業費は、シールドトンネルを構築する方法での管路の更新を 4、5 年で実施することを想定して算出しているが、パイプ・イン・パイプ工法等であれば、優先度が高い場所から区間を区切って実施できるため、事業費を平準化することが可能と考えている。工事の計画に併せて事業収支もしっかりと精査しながら計画作成作業を進めていく。

(委員)

- ・ 費用削減、費用の平準化も素晴らしい話で方向としては間違っていないと思うが、借金が返せるのかどうかにかかっている。企業庁が行っている事業は意義のある事業だと理解しているが、企業庁としてやる限りは採算を取らなければならない。この場は経営を評価する場であるため、資料 3 の P3 のグラフがどう変わるのか、その結果企業債

残高、そのために資金がどういうふうに変わってくるのかを今後5年以内で提示いただければと思う。

②阪神水道企業団との関わりについて

(委員)

- ・ 兵庫県の水道用水供給事業については、阪神水道企業団と対象地域がかなり重なるところがあるかと思う。この先、デジタル化等を含めて考えた場合、うまく連携を取れるような形をとっていただきたい。

(事務局)

- ・ 阪神水道企業団とはH30年5月に連携協力に関する協定ということで人的資源や知的資源の交流を図ったり、共同で調査・研究を行うことを目的に連携協定を交わしている。現在、お互いの保有施設の老朽化が進んで再構築を図らなければならない状況の中でどのように連携すれば、地域に効率的、安定的に水を供給できるかなど研究している。

③工事技法について

(委員)

- ・ 冒頭でも説明があったが、管路について液状化対策を含めた管路の検討が県水の課題かと思う。パイプ・イン・パイプは至極ごもつともな説明であるが、兵庫県ならではの地形の問題に対しても技術が進歩する中で上手く対応していただきたい。管路の耐用年数だけでは解決できない問題かと思うので、そこはお願いしたい。

(事務局)

- ・ 液状化対策についてはジョイント部が抜け出さないように返しのついた管路や、樹脂系のパイプを溶かして連結させる溶融接合など、耐震性能を有する管路を用いて構築する。
- ・ 工水の方が、水道事業よりも臨海部に布設しているため、地盤が弱く耐震管適合率という概念でいくと、水道より少し低い状況なので、新

しくて耐震性能も有する工法を活用しながら更新を行なっていく。

(委員)

- ・ 新技術、新工法ができる事業者は全国にたくさんいるのか。

(事務局)

- ・ 数としては一般建設業の、土木建築業者よりは少ないと思う。下水道事業で新たな工法がたくさん出てきているので工法、工種的には増えてきているとは思いますが、それらを取り扱う業者は限られている。

(委員)

- ・ 新技術の工法を指定して、事業者選定を行なった場合、県の思ったとおりに進まないというリスクはあるのか。

(事務局)

- ・ 下水道事業などでも実績が多数あるため、一定需要に見合った対応を期待できると考えている。